

財務省告示第四百三十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十七年十月十七日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年十一月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用	発行方法	発行額	払込金額	最低額	振替単位
利付国庫債券（二十年）（第二百三十七回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金に	よる引受け	額面金額で四十一億円	四十一億六万六千円
五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十七年十月十七日				

十 発行価格 額面金額百円につき百円二銭六

十一 利率 年〇・二パーセント

の経過利率 年〇・二パーセント

の払込み 年〇・二パーセント

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times \frac{2}{100}}{365}$$

十三 初期利子 平成十八年四月十五日を支払期

と、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times \frac{1}{100}}{2}$$

十四 第二期以後の利子 毎年四月十五日及び十月十五日

を、その日以前、各支払期におい

て、その日以前、六月間に属する

利子を支払う。

十五 償還期限 平成十九年十月十五日

償還金額 額面金額百円につき百円

十六 元利支 日本銀行

十七 払込期日 平成十七年十月十七日

十八 払込期日 平成十七年十月十七日